

「ほっと石川旅ねっと」地元ライターを活用した記事制作事業 業務委託仕様書

1 委託業務名

「ほっと石川旅ねっと」地元ライターを活用した記事制作事業

2 事業目的

石川県内在住の地元ライターによる石川県内の魅力を発信する記事を作成し、「ほっと石川旅ねっと」にて情報発信することにより、石川県への誘客促進につなげる。

3 委託期間

契約の日から令和9年3月31日（水）まで

4 業務内容

① 地元ライター（公募・一般）による記事制作（62本以上）

石川県内在住のライターを募集・採用し、定期的に記事制作してもらう仕組みを構築すること。制作する記事については、検索ニーズを分析の上、効果的なテーマを提案し石川県観光連盟からのオーダーにも随時対応できる体制を整えること。納品記事数は62記事以上とすること。

また、本事業の実施にあたっては以下の項目を実施すること。

（1）ライターの採用活動

- ・ライターを募集するための募集要項等を作成し広く周知すること。
- ・応募者に対して、書類審査や面接による採用業務を実施すること。

（2）採用ライターのサポート・管理業務

- ・記事制作のルールやコツ、取材方法の伝授等の研修を実施すること。
- ・ライターからの、取材や記事制作等に関する相談に随時対応すること。
- ・ライターへの謝礼の振込みや源泉所得税の納税、確定申告用の支払調書作成と送付等の経理業務を実施すること。
- ・公募枠とは別に学生ライター枠を設け、詳細は（3）④の通りとする。

（3）記事のクオリティ管理

- ・ライターが制作した記事の校正を行うこと。
- ・読みやすく、旅に行きたくなる臨場感溢れる記事とすること。
- ・体験や観光のイメージが湧くような写真を使用すること。
- ・既存の記事の情報を、新しい視点で再構成した記事を制作すること。
（例）既存の加賀地域のグルメや体験の情報をまとめて「加賀特集」とする
- ・季節や地域毎の魅力が伝わる記事を制作すること。
- ・SEO対策およびAIO対策を意識すること。

② 観光特使アンケートに基づく特集記事制作（8本以上）

石川県観光特使（以下、「観光特使」という。）にテーマごとに複数回アンケート調査を実施し、「石川県民おすすめ！○○○ ○選（仮称）」の特集記事を制作すること。納品記事数は8記事以上とすること。

本業務の実施にあたっては以下の項目を実施すること。

（1） 検索ニーズの分析・アンケートテーマの提案・作成

- ・ 検索ニーズを分析の上、効果的なアンケートテーマを提案すること
- ・ 提案されたテーマを元に観光連盟がアンケートを実施するテーマを決定
- ・ 決定したテーマを元に、Google フォーム等でアンケートフォームを作成すること

（2） アンケート結果の取りまとめ

観光特使へのアンケート調査の案内（回答フォームのQRコード付き案内文の送付を想定）は観光連盟が実施（アンケートは年度内に複数回実施予定）

〈アンケート回答項目（案）〉

- おすすめ施設 or 商品
- おすすめする理由
- おすすめ施設 or 商品の画像（任意）
- ・ アンケート結果を取りまとめ、上位数件の中から記事掲載する施設を選定すること
- ・ テーマごとに適した施設数を選定すること
（例：金沢カレーの名店 5選、○○な温泉 7選、紅葉スポット 10選 等）

（3） 記事制作

- ・ テーマごとに掲載する施設数は異なるため、全施設に取材に行くことが困難な場合は、アンケート時に観光特使から提供いただく画像やおすすめする理由を活用することを可能とするが、その場合には、該当施設に対して、電話などで掲載の許可取りは必ず行うこととする。（取材を全く行わず記事制作することは不可とする）
- ・ 記事タイトルや本文の制作にあたり、SEO対策およびAIO対策を意識すること
- ・ 行きたくなる、食べたくなる、買いたくなるような写真を掲載すること

③ 能登復興支援・現状発信記事制作（15本程度）

能登の観光の現状として「今行ける能登」の情報を正確に発信する記事を制作すること。

制作する記事については、市町や観光団体にアンケート調査を実施し、検索ニーズを分析の上、効果的なテーマを提案し制作すること。また石川県観光連盟からのオーダーにも随時対応できる体制を整えること。納品記事数は15記事程度とすること。

記事制作にあたっては以下の項目に留意すること。

- ・ 能登地域の事業者を取材した記事を制作すること。
- ・ 既存の記事の情報を最新の情報に再編成すること。
- ・ 営業再開した店舗などを紹介する記事を制作すること。
- ・ 車や公共交通機関を利用したモデルルートとなる記事を制作すること。

④ 学生による記事制作（①の枠内で本数協議）

当連盟が指定する石川県内大学の学生ライターに、定期的に記事制作を行ってもらい仕組みを構築すること。制作する記事については、検索ニーズを分析の上、学生ライターの意見も取り入れた効果的なテーマを提案し、石川県観光連盟からのオーダーにも随時対応できる体制を整えること。納品記事数については、①の62記事の中で実施し、内訳は随時当連盟と協議の上決定すること。

また、本事業の実施にあたっては以下の項目を実施すること。

（1）学生ライターのサポート・管理業務

- ・記事制作のルールやコツ、取材方法の伝授等の研修を実施すること。
- ・ライターからの、取材や記事制作等に関する相談に随時対応すること。
- ・ライターへの謝礼の振込みや源泉所得税の納税、確定申告用の支払調書作成と送付等の経理業務を実施すること。

（2）記事のクオリティ管理

- ・ライターが制作した記事の校正を行うこと。
- ・読みやすく、旅に行きたくなる臨場感溢れる記事とすること。
- ・体験や観光のイメージが湧くような写真を使用すること。
- ・学生ならではの視点を取り入れた記事を制作すること。
- ・ローカル地域の観光資源発掘につながるようなテーマを検討すること。
- ・記事タイトルや本文の制作にあたり、SEO対策を意識すること。

5 予算上限額

5,000,000円（消費税および地方消費税含む）とする。

6 著作権等について

- ・石川県観光連盟及び石川県観光連盟が指定した者は石川県の広報・宣伝を目的とした二次利用をすることができるものとする。また、体験記事・構成素材の掲載や二次利用をするにあたって、記事制作者の表示をすることを要しないこととする。
- ・納品する体験記事・構成素材が第三者の著作権その他第三者の権利を侵害しないものであることを保証すること。

7 撮影許可及び掲載許可手続きについて

写真撮影・記事の掲載に係る施設管理者との交渉・手配や打合せ等一切の業務は受託者の責任において行うこと。また、人物が映っている写真は、その者の肖像権など必要な許可を取ることに留意すること。

8 納品について

(1) 納品

方法：記事の「ほっと石川旅ねっと」への登録

納期：令和9年3月31日（水）

※成果物が出来次第、随時登録する。

(2) 納品先

公益社団法人石川県観光連盟 プロモーション事業部

〒920-8580 石川県金沢市鞍月1-1

石川県行政庁舎10階

9 個人情報の保護等について

- ・個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに係る特記事項」を遵守しなければならない。
- ・受託者は、業務上知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、委託業務終了後も同様とする。

10 留意事項

- ・「ほっと石川旅ねっと」の登録作業のために付与したID/PWは適切に管理し、契約期間終了後は破棄すること。
- ・委託業務の実施にあたって、契約書及び仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、石川県観光連盟と協議の上決定すること。
- ・石川県観光連盟が必要があると認めたときは、受託者に対し、業務の実施状況について報告もしくは資料の提出を求め、必要な指示をすることができる。
- ・受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

別 記

個人情報の取扱いに係る特記事項

(趣旨)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

2 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後においてもこの事務に関して知り得た個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならないことその他個人情報の保護に関し必要な事項を周知するものとする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を行うため個人情報を取得するときは、その事務の目的を明確にし、当該目的の達成のために必要な範囲内で、適法かつ適正な方法により取得しなければならない。

(適正管理)

第4 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他の個人情報の適切な管理のために個人情報の取扱責任者の設置等の管理体制の整備など、必要な措置を講じなければならない。

(従事者の監督)

第5 乙は、その従事者に個人情報を取り扱わせるに当たっては、当該個人情報の適正な管理が図られるよう、当該従事者に対する必要な監督を行わなければならない。

(目的外利用及び提供の禁止)

第6 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を、契約の目的以外の目的のために利用し、又は第三者に提供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による指示又は承諾を受けたときは、この限りではない。

(複写又は複製の禁止)

第7 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受けた個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りでない。

(再委託の禁止)

第8 乙は、この契約による個人情報を取り扱う事務について、第三者に再委託し、又は下請させてはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承認を受けたときは、この限りではない。

2 乙は、甲の承諾により第三者に個人情報を取り扱う事務を再委託し、又は下請させる場合には、甲が乙に求めた個人情報の保護に関し必要な措置と同様の措置を当該第三者に書面により求めるものとする。

(資料等の返還等)

第9 乙は、この契約による事務を行うため甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、本契約終了後直ちに甲へ返還しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

2 乙は、この契約による事務により保有する個人情報については、本契約終了後直ちに消去し、又は廃棄しなければならない。ただし、甲が書面により別に指示したときは、その指示に従うものとする。

(管理状況の報告等)

第10 甲は、乙がこの契約による事務を行うに当たり、個人情報の取扱責任者の設置及びその他個人情報の管理状況について報告を求め、又は調査をすることができるものとする。

(事故報告)

第11 乙は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは、直ちにその状況を甲に通知し、適切な措置をとらなければならない。また、調査結果を遅滞なく甲に報告しなければならない。

(指示)

第12 甲は、乙がこの契約による事務を行うために取り扱っている個人情報の管理状況について、不適切と認められるときは、乙に対して必要な指示を行うことができる。

注1 「甲」は、委託者である(公社)石川県観光連盟、「乙」は受託業者をいう。